

令和3年度 下妻市浄化槽設置事業費補助金の申請手続きについて

令和3年4月1日(木) から受付を開始します。(受付は先着順で市予算の範囲内となります。)

補助対象

- ① 下水道認可区域外(令和3年4月1日現在)であること
- ② 専用住宅 又は 店舗併用住宅(住宅部分が総延床面積の2分の1以上)であること
- ③ 設置される浄化槽が環境配慮型浄化槽であること
- ④ 市税の滞納がないこと
- ⑤ 設置工事未着工であること
- ⑥ 汚水処理未普及解消につながるものであること

側溝・都市下水路等に放流する場合は管理者の、流末に水利権がある場合は水利権者の許可(同意)が必要です。**※建設課**で確認できます。

○浄化槽明細書(建築確認を伴う場合) → **指定確認検査機関等**

○浄化槽設置届(くみ取り・単独処理浄化槽からの付替の場合) → **生活環境課**

○上下水道課で申請書に**下水道認可区域外確認印(R3.4.1以降の日付)**を押印した上で、**生活環境課**に補助金交付申請書を提出してください。

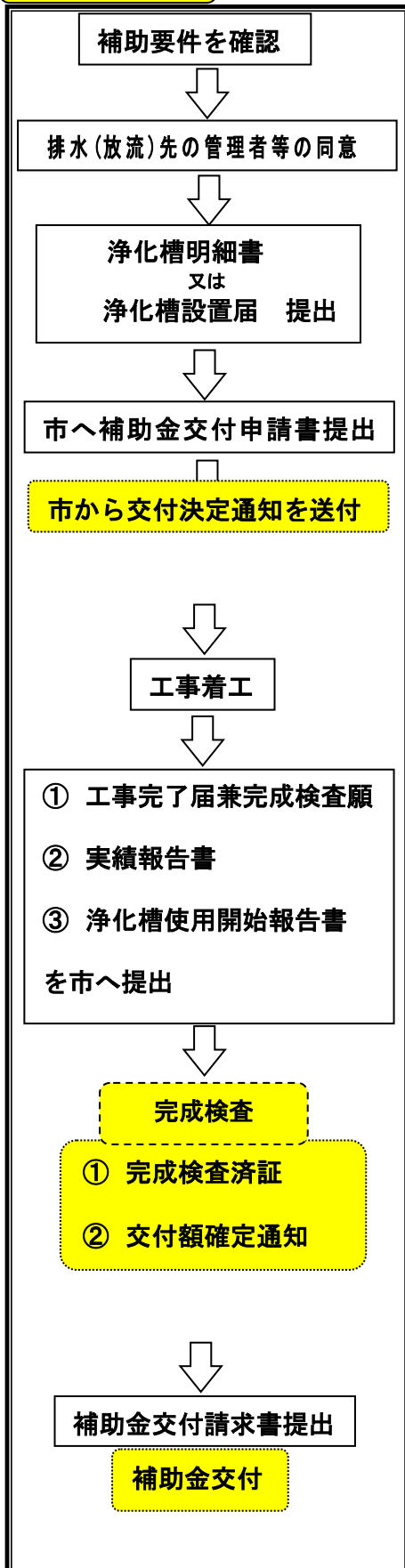
申請書 添付書類

- (1) 設置場所の案内図・平面図・排水系統図
- (2) 浄化槽明細書・建築確認通知書の写し又は浄化槽設置届の写し
- (3) 浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書(標準契約書)の写し(申請時、間に合わなければ実績報告時に提出してください。)
- (4) 保証登録証(市町村用)
- (5) 国庫補助指針適合登録証の写し・登録浄化槽管理票
- (6) 浄化槽構造図(認定シート)
- (7) 工事見積書・工事契約書の写し
※単独処理浄化槽撤去を伴う場合、①見積書は分け、②契約書は分けずに工事代金総額の内訳として撤去処分費を明記してください。
例：工事金額〇〇〇〇〇円(うち単独処理浄化槽撤去費〇〇〇〇円)
- (8) 環境保全に関する誓約書の写し
- (9) 市税の納税証明書または完納証明書(令和元年度分)
※申請者および申請者と同一生計の者に市税未納がある場合は、補助を受けることが出来ません。
※他市町村から転入する場合、前住所で発行されたもの
※申請者が非課税の場合、「非課税証明書」
- (10) 住宅、土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (11) 公共排水路等への接続についての管理者等の同意書
- (12) 磷除去装置を付加する場合は県の認証を受けたことを証明する書類
- (13) 単独処理浄化槽撤去を伴う場合、既設単独処理浄化槽を使用していることを証明する書類(写真)・撤去処分費用の見積書
- (14) 浄化槽設備士免状の写し
- (15) その他
※敷地内処理の場合、敷地内処理に関する書類
※既製品の底盤を据え付ける場合、仕様書(寸法・強度・材質等の証明)

実績報告書 添付書類

- (1) 法第7条検査納付証明書写し(法定検査申込の郵便振替払込受付証明書)
- (2) 工事写真帳 ※写真脇に工事状況を記入すること
- (3) 工事完成平面図(竣工図)
- (4) 工事請求書又は領収書の写し
- (5) 単独浄化槽撤去処分補助を伴う申請者は、既設単独浄化槽撤去結果報告書
- (6) 施工状況チェックリスト
- (7) 住民票抄本(申請者本人のもの)
- (8) その他市長が必要と認める書類

手続きの流れ



＝ 留意事項 ＝

1. 申請手続きに関して

- 申請・報告は速やかに行ってください。
- 浄化槽の設置に併せて単独処理浄化槽を撤去処分する場合は、予算枠の範囲で補助金が上乗せされます。その場合、提出する書類が一部異なりますので、ご注意ください。
- 浄化槽設置工事着工後に補助金交付申請をすることはできません。必ず、工事着手前に申請してください。
- 浄化槽工事は補助金交付決定を受けてから行ってください。
- 工事写真は、公益社団法人茨城県水質保全協会の補助金制度提出工事写真例を参照してください。
- 補助申請内容を変更する場合（機種変更や工事期間の延期等）や、事業の中止・廃止をする場合、速やかに変更承認申請書を提出し、承認を受けてください。
※ 明細書又は設置届の提出が必要な変更内容の場合、変更届の写しを添付してください。
- すべての浄化槽設置工事が補助対象ではありません。最終ページをご確認のうえ申請してください。

2. 実績報告に関して

- 工事等が完了したら、工事完了届兼完成検査願（様式第6号）及び実績報告書（様式第8号）、浄化槽使用開始報告書を提出してください。
（報告期限：完了後2箇月以内又は令和4年3月15日のいずれか早い日）
- 完成検査には、必ず、浄化槽設備士が立ち会ってください。
- 完成検査は、浄化槽が機能する状態で行います。
（浄化槽の工事が完了しても、トイレ等の配管が浄化槽につながっていないと検査ができません）
- 実績報告時に提出する住民票ではマイナンバー並びに本籍を省略してください。
特に、マイナンバーが記載されていると、書類を預かれません。

3. 設置工事に関して

- 設置現場では建物の基礎、道路端から十分な距離を確保してください。
- 敷地が狭く、十分なスペースが確保できず建物や道路に接している場合及び湧水等が多い場合、山留め工事を行ってください。
- 敷地内処理装置を設置する場合、以下の条件を考慮の上、工事を行ってください。
 1. 日照・通風が良好で、雨水等が流入する恐れがないか又は恐れのないような措置を講じた場所。
 2. 地下水位が地盤面下 1.5m 以上又は湿潤でない場所。
 3. 処理施設と他施設の外周間の距離は以下のとおりとすること。
ア 隣地境界まで 1m 以上。イ 建築物まで 1m 以上。ウ 井戸まで 30m 以上。
ただし、深井戸の場合 5m 以上とすることができる。
- 埋設は、基礎コンクリート打設後、十分な養生期間(S46 建設省告示の基準を目安)をとってください。
※既製品の底盤コンクリートを据え付けることも認めています。
- 浄化槽設置工事を行うには、県知事の登録を受けるか又は届出を済ませている必要があります。

◀ 補助額一覧 ▶

区分		補助額		
霞ヶ浦流域地域外	通常型浄化槽又は高度処理型浄化槽	5人槽	294,000円	
		7人槽	342,000円	
		10人槽	459,000円	
霞ヶ浦流域地域内 (高道祖字東原の一部)	高度処理型浄化槽	転換以外の場合	5人槽	384,000円
			7人槽	462,000円
			10人槽	585,000円
	転換の場合	5人槽	585,000円	
		7人槽	748,000円	
		10人槽	968,000円	

(延床面積が140㎡を超える場合は7人槽、二世帯住宅(台所及び浴室が2ヵ所以上)の場合10人槽)

※令和3年度より高度処理型浄化槽の補助額が変わっていますのでご注意ください。

※建築確認の有無を問わず、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、単独処理浄化槽の撤去費用補助として90,000円を設置補助額に加えます。(設置とは別予算内の先着順)

◀ 浄化槽設置に伴う提出書類 ▶

◆浄化槽設置届出書及び浄化槽変更届出書の添付書類等

	市	特定行政庁	指定検査機関	県民センター	届出者
設置届	正	正	写	写	写
認定シートの写し	○	○			
建物平面図(面積明示)	○	○			
環境保全に関する誓約書	○				
7条検査払込通知書	○		○		
敷地内処理関係書類	※	※			

◆建築確認申請等の場合における浄化槽明細書の添付書類等

	市	特定行政庁	県民センター
明細書	写	写	正
認定シートの写し	○		○
環境保全に関する誓約書	○		○
7条検査払込通知書	○		○
敷地内処理関係書類	※	※	※

◆敷地内処理関係書類(※) 様式1「浄化槽からの放流水の敷地内処理装置」概要書

様式2 維持管理に関する誓約書、仕様書

◆浄化槽使用開始報告書(正1, 副2) 使用開始後30日以内

◆浄化槽廃止報告書(正1, 副2) 廃止した日から30日以内

《 工事写真例 》

※ 公益社団法人茨城県水質保全協会発行の撮影例を参照

写 真 の 種 類	撮 影 の ポ イ ン ト
1. 工事着手前 2. 掘削状況 3. 砕石敷均し・転圧 4. 配筋状況 5. 底盤コンクリート打設状況 6. 浄化槽本体の写真 7. 本体据付・水平確認・水張り 8. 水じめ・突き固め状況 9. 転圧・埋め戻し完了状況 10. 上部スラブ配筋状況 11. 上部スラブ打設状況 12. かさ上げ状況 13. 完了状況 14. 接続先状況	<ul style="list-style-type: none"> • 浄化槽設置場所で浄化槽整備士が浄化槽工事業者登録票又は届出票を掲げている状況を撮影する。 • 底盤工事の状況を示す写真を撮影する。 (厚みの確認等) ※ 既製品の場合、据付状況を撮影。 • 水準器等を用い、水平を確認し、水張、水じめ及び突き固めを行っている状況を撮影する。 • 水張り・水じめはホースも入るように撮影する。 • スケールをあてるなどして、かさ上げの高さがわかるように撮影する • 放流先との接続状況がわかる写真を撮影する。

※ 写真脇に、工事状況を明記すること。

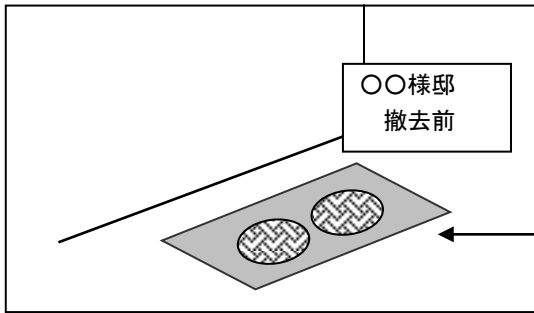
※ 敷地内処理装置を設置する場合、次の写真を添付すること。

1. 施工前の写真（敷地の概要がわかること。）
2. 施工中の写真（工事状況及び処理施設の構造が確認できること。）
3. 施工後の写真（浄化槽と一体も可。）

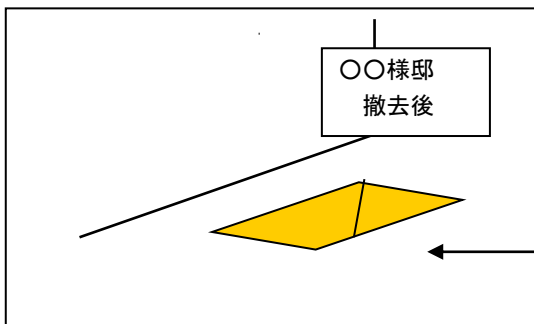
◀ 単独処理浄化槽撤去処分の写真例 ▶

【掘り出し前の写真】

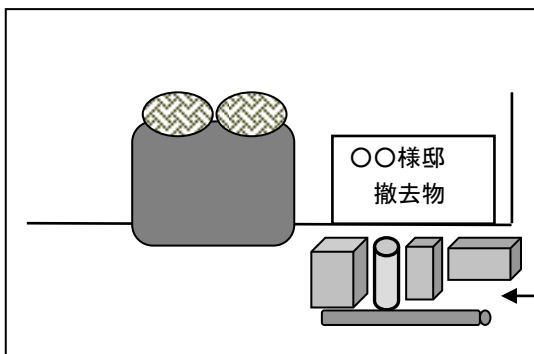
※ 申請時、提出



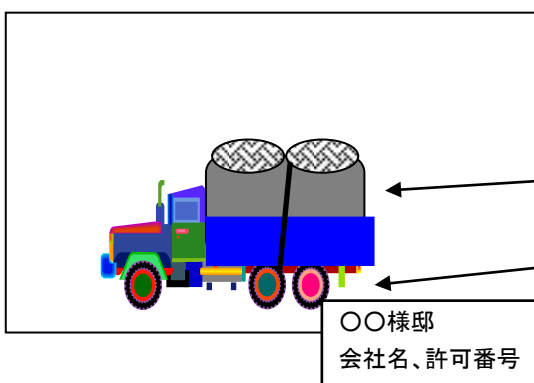
【掘り出し後の写真】



【撤去物(浄化槽、ガラ等)の写真】

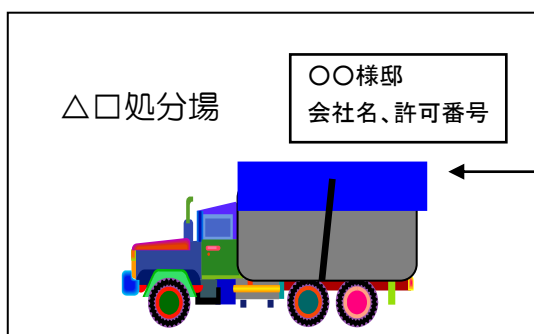


【会社名、許可番号が確認できる写真】



会社名、許可番号、登録ナンバー

【処分場への搬入状況の写真】



会社名、許可番号、登録ナンバー

下妻市浄化槽設置事業補助金の補助対象について

補助対象は汚水処理未普及解消につながるものに限りです。
以下の場合、補助対象となりませんのでご注意ください。

- 既にお使いの合併浄化槽の付け替え

- 新築住宅で次の1～6のいずれでもない場合
 1. 単独浄化槽からの転換
 2. 汲み取りからの転換
 3. 市外からの転居
 4. 集合住宅（アパート等）からの転居
 5. 公共下水道に接続済みの家からの転居
 6. 分家独立をする